

令和2年第2回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

令和2年6月12日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第29号議案 幸田町税条例等の一部改正について
第30号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について
第31号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第32号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
第33号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
第34号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第35号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第36号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について
第37号議案 幸田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
第38号議案 幸田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第39号議案 工事の請負契約について（中央小学校校舎増築工事）
第40号議案 財産の取得について（教員用ノートパソコン）
第41号議案 財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-I型）
第42号議案 土地の取得について
第43号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
第44号議案 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第45号議案 令和2年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第46号議案 令和2年度幸田町水道事業会計補正予算（第1号）
第47号議案 令和2年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議員提出議案第2号 幸田町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
- 日程第4 第48号議案 幸田町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について
第49号議案 幸田町長等の給料の特例に関する条例の制定について
第50号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君

7番 廣野房男君 8番 藤江 徹君 9番 足立初雄君
10番 杉浦あきら君 11番 都築一三君 12番 水野千代子君
13番 笹野康男君 15番 丸山千代子君 16番 稲吉照夫君
欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	成瀬 敦君	副 町 長	大竹広行君
教 育 長	小野伸之君	企 画 部 長	藪田芳秀君
参事(企業誘致担当)	夏目隆志君	総 務 部 長	志賀光浩君
参事(税務担当)	山本智弘君	住民こども部長	牧野宏幸君
健康福祉部長	林 保克君	環境経済部長	鳥居栄一君
建 設 部 長	羽根渕闘志君	教 育 部 長	吉本智明君
上下水道部長	太田義裕君	消 防 長	都築幹浩君
企 画 部 次 長 兼企画政策課長	成瀬千恵子君	健康福祉部次長 兼福祉課長	山本晴彦君
建 設 部 次 長	横山 渡君	上下水道部次長 兼下水道課長	吉本亮一君
消 防 次 長 兼 消 防 署 長	小山哲夫君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	石川正樹君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山本富雄君

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議賜り、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○町長（成瀬 敦君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者20名であります。

日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を3番 都築幸夫君、4番 鈴木久夫君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（稲吉照夫君） 日程第2、第29号議案から第47号議案までの19件を一括議題といたします。

これより、委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

9番、足立君。

〔9番 足立初雄君 登壇〕

○9番（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

総務教育委員会審査結果報告書

令和2年6月12日

議長 稲吉照夫様

委員長 足立初雄

令和2年第2回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

第29号 幸田町税条例等の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律および地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第30号 幸田町都市計画税条例の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第31号 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第39号 工事の請負契約について（中央小学校校舎増築工事）

中央小学校校舎増築工事の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第40号 財産の取得について（教員用ノートパソコン）

教員用ノートパソコンの取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第41号 財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車 CD-I型）

災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-I型の取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第42号 土地の取得について

幸田町民プール駐車場用地として取得することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第43号 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳入全部、歳出15款・55款・75款

第1条、歳入全部7億5,058万3,000円追加。歳出15款総務費1,368万5,000円追加、55款教育費2億5,646万7,000円追加、75款予備費5,000万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上で報告を終わります。

〔 9 番 足立初雄君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

1 2 番、水野君。

〔 1 2 番 水野千代子君 登壇〕

○12番（水野千代子君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

令和 2 年 6 月 1 2 日

議長 稲吉照夫様

委員長 水野千代子

令和 2 年第 2 回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第 3 2 号 幸田町手数料徴収条例の一部改正について

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 3 3 号 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務の廃止に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 3 4 号 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 3 5 号 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について

地方税法施行令の一部を改正する政令の施行及び減免に係る申請期限の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 3 6 号 幸田町国民健康保険条例の一部改正について

給与等の支払を受けている国民健康保険の被保険者に係る新型コロナウイルス感染症について傷病手当金を支給することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 3 7 号 幸田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 3 8 号 幸田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

農業委員会の会長及び委員並びに農地利用最適化推進委員に対して支給する報酬の見

直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第43号 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳出20款・25款・35款・40款・45款

第1条、歳出、20款民生費1億9,743万1,000円追加、25款衛生費6,000万円追加、35款農林水産業費850万円追加、40款商工費1億3,650万円追加、45款土木費2,800万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第44号 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第1条、歳入歳出100万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第45号 令和2年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

第1条、歳入、15款使用料及び手数料500万円減額、35款繰入金500万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第46号 令和2年度幸田町水道事業会計補正予算（第1号）

第2条、収益的収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益3,700万円減額、第2項営業外収益3,700万円追加。第3条、他会計からの補助金、予算第8条1千円を3,700万1,000円に改める。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第47号 令和2年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）

第2条、収益的収入、第1款下水道事業収益、第1項営業収益1,800万円減額、第2項営業外収益1,800万円追加。第3条、他会計からの補助金、予算第9条7,748万9,000円を9,548万9,000円に改める。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上でございます。

〔12番 水野千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 以上で、各委員会委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案19件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

15番、丸山君。

〔15番 丸山千代子君 登壇〕

○15番（丸山千代子君） お許しを頂きまして、討論をしてみたいです。

第32号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について、国による国民の監視、個人情報漏えいなど様々な問題がある中で、2016年1月にスタートしたマイナンバーカードですが、昨年、行政手続の電子化を進めるデジタル手続法が可決、成立しました。デジタル手続法では、マイナンバーカード取得を促進するため、番号通知の際に郵送された紙製の通知カードを2020年5月25日で廃止をし、顔写真付のカードを持たざるを得ないようにし、2023年末にはほとんどの住民にカードを持たせるとしております。幸田町においては、2020年5月1日現在で4,820枚、11.5%の取得率であります。国は、国民がカードを使わざるを得ない状況を作り出すため、2021年からマイナンバーカードを健康保険証としても使用可能にする、戸籍事務とマイナンバー制度を結びつけるなど、促進に拍車をかけ、国家公務員と地方公務員など家族を含めカードを取得するよう強制しております。

さらに、今回新型コロナウイルス感染症に伴う一律10万円給付で、郵送による申請手続で迅速な給付ができなかったとして、預貯金口座とマイナンバーのひもづけの義務化検討など、マイナンバーにはプライバシーや人権を無視した監視社会につながる危険があります。国や自治体によるマイナンバー付の情報の漏えいも頻繁に起きております。デジタル化に伴う個人情報保護、セキュリティは後回しのマイナンバーカードの普及促進のための通知カードを廃止する条例に反対するものであります。

次に、第35号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、地方税法施行令の改正に伴う国民健康保険税の課税限度額の引上げと、併せて低所得者軽減であります。現行の課税限度額は、基礎課税額の医療分、後期高齢者支援金介護分合わせて96万円を3万円引上げ、99万円にするものであります。法定限度額いっぱい引上げであります。ほぼ毎年国の言いなりに国保の限度額を引上げていいのでしょうか。限度額の引上げは、所得の高い人には応分の負担をしてもらうということで、中間層などの国保税の軽減効果が得られるからということですが、国保は事業主負担というものがなく、健康保険組合や協会けんぽと比較しても非常に高く、とりわけ幸田町の国保税は県下で9番目に高い水準にあります。限度額いっぱいの99万円の国保税の収入は、4人世帯で1,060万円、9.33%で、収入の約1割を負担しなければなりません。これが応分の負担と言えるのでしょうか。暮らしに余裕がないのは明らかであります。負担の公平を図るためというのであれば、まず全国知事会が要望した均等割の廃止、地方への1兆円の財政支援で協会けんぽ並みにして、高過ぎる国民健康保険税の引下げを求めて、反対討論といたします。

〔15番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、上程議案19件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決をいたします。

最初に、第29号議案 幸田町税条例等の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲吉照夫君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第29号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第30号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲吉照夫君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第30号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第31号議案 幸田町消防団等公務災害補償条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲吉照夫君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第31号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第32号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲吉照夫君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、第32号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第33号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲吉照夫君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第33号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第34号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第34号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第35号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第35号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第36号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって第36号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第37号議案 幸田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第37号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第38号議案 幸田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第38号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第39号議案 工事の請負契約について（中央小学校校舎増築工事）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第39号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第40号議案 財産の取得について（教員用ノートパソコン）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第40号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第41号議案 財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-I型）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第41号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第42号議案 土地の取得について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第42号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第43号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第43号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第44号議案 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第44号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第45号議案 令和2年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第45号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第46号議案 令和2年度幸田町水道事業会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第46号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第47号議案 令和2年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第47号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。



日程第3

○議長（稲吉照夫君） 日程第3、議員提出議案第2号 幸田町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

13番、笹野君。

〔13番 笹野康男君 登壇〕

○13番（笹野康男君） 皆さん、改めましておはようございます。

議員提出議案第2号 幸田町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和2年6月12日

提出者 幸田町議会議員 笹野 康 男

賛成者 幸田町議会議員 足 立 初 雄

〃 田 境 毅

〃 石 原 昇

〃 藤 江 徹

〃 杉 浦 あきら

〃 水 野 千代子

提案理由

新型コロナウイルス感染症のまん延が町民生活に甚大な影響を及ぼしている状況に鑑

み、住民に寄り添った新型コロナウイルス感染症関連の施策の推進に向けて議員の報酬を減額することに伴い、必要があるからであります。

幸田町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について、制定の要旨を説明させていただきます。

提案理由でも申し上げましたが、過去に例を見ない新型コロナウイルス感染症への対応については、地域経済、住民生活、学習環境など、深刻な影響を及ぼし、各分野において様々な対策をとられてまいりました。その結果もあり、新型コロナウイルス感染症も収まりつつありますが、住民の日常を取り戻すのに、さらなる第2波、第3波への備えも必要になってまいります。これらの対策を講じるためには、限られた財源で実施することは困難であり、町議会として少しでも協力をしてまいりたいと考え、微力ではありますが、7月から来年3月までの9か月間、報酬を10%削減し、財源確保に協力してまいりたいと思います。そして、より効果的な対策を推進していただきたいと考え、提案するものであります。

以上が、幸田町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についての内容であります。よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

〔13番 笹野康男君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。

これよりただいま議題となっております議員提出議案について質疑を行います。

質疑は1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしくお願いいたします。

議員提出議案第2号について、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 質疑は終わりました。

以上で、議員提出議案第2号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、議員提出議案について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（稲吉照夫君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

議員提出議案第2号 幸田町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第2号は、原案どおり可決することに決しました。

日程第4

○議長（稲吉照夫君） 日程第4、第48号議案 幸田町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について、第49号議案 幸田町長等の給料の特例に関する条例の制定について、第50号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第3号）、以上3件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長（成瀬 敦君）

それでは、第48号議案及び第49号議案の2件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

第48号議案 幸田町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定についてであります。

議案関係資料は、1ページでございますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策として行う事業に要する経費の財源を確保することに伴い、必要があるからであります。

制定の概要につきましては、先の財源を確保するために設置します基金について必要な事項を定めるものでありまして、基金は一般会計歳入歳出予算で定める額を積み立てること、また、基金は設置の目的のためとする場合に限り処分することができること等について規定するものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

第49号議案 幸田町長等の給料の特例に関する条例の制定についてであります。

議案関係資料は、2ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策に要する財源の確保に資するため、町長、副町長及び教育長の給料を減額することに伴い、必要があるからであります。

制定の概要につきましては、町長、副町長及び教育長の給料月額を一定期間減額するという内容でございます。

まず、町長につきましては、令和2年7月1日から町長の現任期満了の令和4年5月26日、または町長の退職の日のいずれか早い日まで、給料月額を10%減額するものであります。

副町長につきましては、令和2年7月1日から令和3年3月31日まで、給料月額を5%減額するものであります。

さらに、教育長につきましては、副町長と同様の期間の令和2年7月1日から令和3年3月31日まで、給料月額を3%減額するものであります。

この給料月額の減額によりまして、町長につきましては、月額8万6,000円、令和2年度分としては77万4,000円、そして減額する期間の総額としては、最大で197万8,000円の減額となります。また、副町長につきましては、月額3万3,500円、総額で30万1,500円、そして教育長につきましては、月額1万8,600円、総額で16万7,400円の減額となります。

ただし、町長、副町長及び教育長ともに、給料月額の支給について減額することとし、期末手当には影響しないものとしております。

施行期日につきましては、令和2年7月1日であります。

続きまして、補正予算につきまして説明をさせていただきます。

今回の提案をさせていただきます補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として3回目の補正予算となりますが、先ほど可決されました議員提出議案第2号及び、ただいま提案理由の説明をさせていただきました第48号議案、第49号議案に関連し、予算を補正させていただくものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

別冊となっております補正予算関係を御覧いただきたいと思っております。

第50号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

補正予算書1ページをお開きいただきたいと思っております。また、議案関係資料は、3ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

第1条「歳出予算の補正」であります。今回の補正は、歳出予算の組み替えのみを行うものでありまして、歳入歳出予算の総額に変更はありません。

それでは、補正予算の内容を説明いたします。

補正予算説明書の4ページを御覧いただきたいと思っております。

10款でございます。議会費につきましては、先ほど可決されました幸田町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の規定によりまして、7月から来年3月までの9か月間、議員の皆様方の報酬月額を10%減額することに伴い、421万2,000円を減額するものであります。また、毎年行われております各委員会の視察研修が今年度については中止されることに伴いまして、議員及び事務局職員の旅費304万8,000円とバスの借上料等102万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、15款総務費であります。一般管理一般事業におきまして、先ほど、私ども特別職の給料の特例に関する条例の制定について、御説明をさせていただいたところですが、7月から来年3月までの9か月間、私の給料につきましては10%、副町長の給料につきましては5%を減額することに伴い、107万5,000円を減額するものであります。

総務管理事業におきましては、議員の皆様方の視察研修の中止に伴いまして、随行する予定であった職員の旅費37万1,000円を減額するものであります。

財政管理事業におきましては、こちらも、先ほど、新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について説明をさせていただきましたが、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況や経済動向を踏まえ、必要な施策を実施するための財源を確保することを目的といたしまして、今回の減額補正により捻出される財源を、新型コロナウイルス感染症対策基金に積み立てることとし、989万3,000円を新規計上するものであります。

最後に、55款の教育費であります。事務局一般事業におきまして、15款総務費の一般管理一般事業と同様に、7月から来年3月までの9か月間、教育長の給料を3%減額することに伴い、16万7,000円を減額するものであります。

以上が、令和2年度幸田町一般会計補正予算（第3号）の概要であります。

以上、令和2第2回幸田町議会定例会に本日追加で提案いたしました単行議案の2件、補正予算1件につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、全議案とも御可決賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上、説明をさせていただきました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時48分

再開 午前 9時58分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

まず初めに、第48号議案の質疑を許します。

ありませんか。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今回、基金の設置をして対応されていくと、こういうことでありますけれども、この基金でございませぬけれども、条例によりますと町民生活を支援し、また地域経済の回復等に資するためにそういう事業に使うんだというふうになっているわ

けでございますが、相当数の積立ても必要かと思われるわけであります。今回は989万3,000円の積立でございますけれども、一定の積立て目標等を想定をされているのでございましたら、お答えを頂きたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今回、新型コロナウイルス感染症対策基金ということで御提案のほうをさせていただく内容でございます。本部の中には、歳入歳出予算で額というのについては定めていくという、そういった考え方に基づくものであります。今回は、確かに1,000万弱ぐらいの額としては積立てをお願いさせていただくところがございますが、特にこれは明確な目標額というものは定めているものではございませんが、私どもとしましては、おおむね例えば1億円程度ぐらいは目標として積みながら、実際に今後の国・県の動向など、そういったものによりましては目標額や実際の運用方法も変わってくるようなことでもありますけれども、それぐらいの規模の予算を持つことによりまして、今後の感染症の予防ですとか経済活動、生活支援、そして様々な生活事業への保障、こういったものに対して幅広く使っていくための財源として確保させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 1,000万円弱の積立てでは、わざわざ基金を設けて行うには余りにも寂しいかなと、そういう気もいたしておりますので、どうか将来の動向を見据えて、必要な額の積立て、手当をしていくように努めていただきたいということを要望いたします、私の質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今回、この基金を設けさせていただくことによりまして、やはり今後の新型コロナウイルス感染症第2波、第3波と今後本当に蔓延の可能性がまだまだ否定できない状況になっているということでございますので、そういった場合に使用目的が特化した基金があるということが、今後の対応のための財源になっていくということでございますので、そういったことも踏まえまして、町民の安全安心、そして生活を守っていくためにもこの基金を的確に運用させていただきたいという考えでいるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第48号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第49号議案の質疑を許します。

6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） 三役の方もカットをするということで、大変御苦労だと思います。そこで、1つだけ僕はちょっと、町民の皆様方にも聞かれたら説明できないというか、それぞれの方が意見を統一しておいたほうがいいんじゃないかなと思うことが1つありますので、よろしく願いいたします。それは、町長だけ何で任期中ですかということ。その意図が僕らは分からないのに、賛成をすることはどうかと僕は思っていま

す。実際に大変ありがたいことだと思うんですけども、やっぱり町長も生活があるということだと思うんです。それと、1人だけ任期中ということになると、町民からいろいろな憶測が飛ぶかなと思います。それに我々が町民から聞かれたときに答えるのに、その趣旨が分からないと、それぞれいろいろな方が答えられると変なデマも飛ぶだろうし、変なことにとられかねないということがありますので、ぜひ町長にその辺の趣旨を簡単でもいいですから教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 今回、私の減額の期間が任期満了であるということで、ほかの副町長、教育長とは、ある意味突出ではありませんけど対応が違っているということに対する御質問だと思います。

まず、この新型コロナウイルス感染症の対策は本当に深刻な事態に陥っているということは皆さん方と共通の認識であると思っております。その中で、私は選挙で選ばれた立場ということもあります。今回のこの減額等の対応に当たりましても、まず、今回4月の当初予算を編成する前に今年の令和2年度の予算を執行するときに、まさかの新型コロナウイルス感染症の蔓延がこのような事態になるとは思わないときに、地元に対して令和2年度は過去最大の予算をつけていただいて、何らかの形で新しい令和の新時代の事業に取り組むという姿勢で大きく事業費がかかるというようなお話をさせていただきました。現実問題で具体的にいいますと、この令和2年度では、町の予算を直接使っているものではありませんけれども、菱池の遊水地関連はどうしても今年中に買収を完成させるという大きな事業であります。これについては、何とか町の予算とは関係していませんけれども、国・県のほうにお願いして何とか確実に地権者の協力を得れば完了するであろうと。これはちょっと安心しておりますけれども、当初予算の中に盛り込んであります各種事業の一つ一つ、計画の遂行に当たりましてはかなり遅れるだろうと。間違いなく私の任期であります今年だけではなくて、来年も感染症の経済対策を中心に事業を展開せざるを得ないということでもあります。北部から中央、南部にかけまして、大きな事業そしてイベントの中止はもちろんありますけれども、福祉、医療、そして三ヶ根駅関連、そして中央におきましては安全テラスセンターの設営、そして中央公園の中におきますおしゃれカフェのような公約に位置づけましたカフェレストランの誘致等も、今現在、各部長等にヒアリングしていく段階では、間違いなく私の任期であります2年間ではできないであろう、ないしは先送りということはほぼ現時点では間違いありません。そういった意味で、私が一番責任を負うものであるので、そういったものが当初予算編成前には頑張っていきたいという話をしましたけれども、新型コロナウイルス感染症対策をまずは専念させていただきたいということを考えると、自分が任期の間、皆さん方そして町民の方々とともに苦楽をともにし、またそれなりの財源を基金なり、またいろいろな感染症の施策の関連に使っていくということが一番説得力のある説明ではないかなということで、少し長くなりましたけれども、以上のような理由から私の任期とちょうど一致しますけれども、今年だけではなくて来年まで、まず新型コロナウイルス感染症の事業の展開があるということと、私が公約として掲げているような大きな事業の推進が間違いなく任期の中でできなくなる可能性が大きくなったということに対する責任を反映し

たということで、今回の私だけが減額の期間が少し長いということの説明に代えさせていただきます。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） 大体理解はできましたけれども、それであれば3月まで、来年のですね、カットする人の足並みをそろえて、そこで再度また町長だけということはどうかと思うんですけれども、期限を定めてやるという方法は駄目でしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 現時点ではそのような手法もとれると思いますけど、やはり、今、現時点で考えると、他の市町村とのいろいろな事例等も判断の材料にさせていただきますけれども、私としては今一番この時期に皆さん方の議会の対応とともに、そして副町長、教育長とともに、同時進行で一つの姿勢を示すと。ただし、その取扱い、減額の期間、そして額については、やはり自分は責任の重要性から見て度合いが違うということで、一番にここで判断するのが一番御理解が得やすいということで、選択は様々な議員の御指摘もあると思いますけれども、ここでまずは姿勢を判断するのが一番的確だということで、私の考え方を述べさせていただきますと思います。

以上です。

6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） 一応了解いたしました。けれども、我々も町長だけの責任にはしたくないと思っています。

○議長（稲吉照夫君） 6番、黒木君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 今回、コロナ対応ということで、特別職の報酬削減ということでございますけれども、県内の他の市町村でこういったことをやられていることについて調べられているようであれば、その状況について教えていただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回、町長、副町長、教育長及び議員各位の給料等の減額ということで提案をさせていただいているわけですが、それに関連して他の市町ではどうかというお尋ねでございます。

あらかじめ私どものほうで聞き取り等をさせていただいております。まず、人口を初めとした町政等類似団体ということで聞き取りをしておりますのが、東浦町さんが、町長のみ10%の削減、議員はなし。それから東郷町さんが、町長30%、副町長5%、教育長3%、議員なし。美浜町さんが、町長のみ10%、議員が5%。南知多町さんが、町長10%、副町長5%、教育長3%、議員さんにつきましては、割合ではなくて定額ということで、議長が3万円、副議長が2万円、委員長が1万円、議員が5,000円。それから豊山町さんにつきましては、町長、副町長、教育長、議員、皆さん10%の削減というふうに伺っております。また、近隣市につきましては、西尾市さんにつきましては、5月1か月分のみということでございますが、市長が100%、副町長が20%、

教育長が20%、議員が50%。それから碧南市さんが、町長10%、副町長5%、教育長3%、議員さんはなしと。知立市さんは、町長20%。知立市さんにつきましては、もともとリーマンショック以後、10%下げているところでプラスアルファ10%の20%ということです。副市長7%、教育長5%、議員が7%。高浜市さんは、町長20%、副市長10%、教育長10%、議員なしということでございます。岡崎市、刈谷市、安城市、蒲郡市、豊田市、みよし市等につきましては、特に減額の動きがないというふうに伺っております。今発表させていただいた割合については聞き取りの中でということで、確定しているというものばかりではないということでございます。聞き取りの状況については以上のようなことでございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） どうもありがとうございます。よく分かりました。今のところは余り多くないようでございますけれども、幾つかやられているということがよく理解できました。

以上で、質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第49号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第50号議案の質疑を許します。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 今回、設定されました、ここですと15款の財務管理費に載っております新型コロナウイルス感染症対策基金積立金、先ほど伊澤議員からお話がありましたが、1,000万に少し足りない額ということで、今回は報酬、給料の減額分がほとんどですね、視察の分もありましたか。ということなんですが、一応コロナ対策ということでいっていきますと、今まで今年度予算で随分いろいろな行事が中止になっております。そういった行事が中止になって、その予算も浮いてくるわけでありますので、そういったものがなぜこの基金のほうへ計上されなかったのか、この辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 議員から今回の基金条例に対します財源の出どころに関しましての御質問だということであります。私どもといたしましても、今後、今年度のこういったコロナ感染症の影響によりまして執行が見込まれていない事業からの予算の組み換えというようなものにつきましても、当然考えていくべきだというふうには考えているところではございますが、もう少し集約の期間を延ばしたりというようなこともございまして、今回におきましては、報酬、給与からの部分のみを入れさせていただきましても、今後の中におきましては、やはりそういったものも基金のほうに繰り入れていくための予算化にはしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 分かりました。今後計上していくということでありますが、先ほど

の伊澤議員の答弁の中で1億ぐらいということを用意しているというか。そういうことになると、今年度余ったぐらいではなかなかそこまでいかないんじゃないかなということをおもうわけでありまして、何かほかにこの対策で考えてみえるような財源がおりないのでしょうか。もしありましたらお答えいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） やはり、歳出予算の組み換えのみだけでは達しない部分もあるのかなというふうに思っております。現在、ふるさと納税に関わる部分におきましても、現在もう既に始まっておりますけれども、コロナ対策に関する寄附の使途という新たな項目を設けておきまして、そこに関して寄附を頂けたものにつきましては、こちらのほうの基金のほうに組み込んでいきたいという考えもありますし、それから、あと町が行っていきます50の施策ですね。こういったものに関しましてクラウドファンディングと申しますか、そういったものにも取り組みながら、これに関しまして寄附を集めさせていただきながら、一定程度のやはり1億円規模ぐらいの基金財源を確保していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立初雄君の質疑は終わりました。
ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第50号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略について、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案3件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、第48号議案 幸田町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第48号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第49号議案 幸田町長等の給料の特例に関する条例の制定についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第49号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第50号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第3号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第50号議案は、原案どおり可決することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、令和2年6月1日招集された第2回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時23分

○議長（稲吉照夫君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 令和2年第2回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る6月1日から本日まで、御多用にもかかわらず、終始熱心に御審議をいただき、私どもが提案をさせていただきました全議案とも議決賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

また、本定例会の開会に当たりましては、日程の短縮につきましても過分の御配慮をいただきましたこと重ねてお礼を申し上げます。

成立をいたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際に頂きました御意見、御提言等を重く受け止め、十分留意をいたしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ここで、御報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対策についてであります。

緊急事態宣言の全面解除から2週間以上が経過しました。感染収縮の見込みとともに、社会経済も徐々に回復に向かい始めております。しかしながら、依然として新規感染者の発生が報告されておまして、感染経路不明や若者への感染拡大の傾向が見られるなど、まだまだ予断を許さない状況が続いております。第2波を警戒しながらも、経済活動の両立を模索し続けることが求められております。

都道府県をまたいだ移動につきましては、段階的に緩和、容認されてきておまして、7月以降は観光も再開する運びとなっております。今後におきましても、様々な感染リスクと向き合っていくてはならないと思っております。本町では、対策本部をこれまでどおり継続し、緊急事態へ向けての備えを続けてまいります。緊急経済対策については、今回御可決いただきました施策を早急に実施していくとともに、議員の皆様から頂いた御提言等を踏まえまして、既決予算の執行率の状況や国が新たに作る弾力的に運用できる起債等の仕組みも活用しながら、さらなる対策として第3次緊急経済対策を積極的に講じてまいりたいと思っております。

最後になりましたが、梅雨の折から天候が不順で、蒸し暑い日もこれから続くと思っております。議員の皆様方におかれましては、体調管理にはくれぐれも御留意をいただきまして、今後の町政の発展のため、さらなる御活躍、御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。お礼の御挨拶といたします。今議会本当にありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 議員各位には何かと御多忙の中、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては適切に運用されますようお願いいたします。

これにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前10時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和2年6月12日

議 長

議 員

議 員